

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和8年 5 月 7 日

さいたま市長

清水 子人

さいたま市規則第72号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成13年さいたま市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第10条の2関係）		別表第1（第10条の2関係）	
施設区分	受入基準	施設区分	受入基準
[略]		[略]	
2 指定 処理施設 の内、ご み処理を 行う施設	<p>取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる廃棄物以外のものとする。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）<u>第2条第14項</u>に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となった物であって、同法<u>第53条第1項</u>に規定する指定再資源化事業者による当該廃棄物の自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められるものとして、一般廃棄物処理計画において、市による処分を行わないことと指定したもの</p> <p>ク～コ [略]</p>	2 指定 処理施設 の内、ご み処理を 行う施設	<p>取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる廃棄物以外のものとする。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）<u>第2条第12項</u>に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となった物であって、同法<u>第26条第1項</u>に規定する指定再資源化事業者による当該廃棄物の自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められるものとして、一般廃棄物処理計画において、市による処分を行わないことと指定したもの</p> <p>ク～コ [略]</p>
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。